

トピックス
TOPICS

結婚新生活支援事業の充実について

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）の影響が大きいとされている。

若い世代の結婚の意志については、「いずれ結婚するつもり」と答える者の割合は男女ともに9割程度で推移しているものの、「結婚資金が足りない」ことを理由に結婚に踏み切れない者が男性において3割弱、女性において2割弱いることから¹、結婚に伴う経済的負担の軽減を図り、若い世代の結婚の希望をかなえることが重要である。

2020年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」（2020年5月29日閣議決定）において、結婚を希望する者への支援が重点課題の一つとされたことから、内閣府において、2021年度以降の結婚支援の充実に向けた検討を進めてきたところである。

1. 事業概要

「結婚新生活支援事業」（以下「本事業」という）は、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家

賃、引越費用等）を補助する地方公共団体を対象に、国が地方公共団体による補助額の一部を支援する事業である。2016年度から事業を開始し、2020年度は291地方公共団体が本事業を実施した。

2. 2021年度の対象要件等に係る拡充内容

近年の婚姻の状況、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、2021年度において、年齢・年収要件の緩和（年齢要件を34歳以下から39歳以下に、世帯年収要件を約480万円未満相当から約540万円未満相当に、それぞれ緩和）を行うとともに、都道府県が主導し、地方公共団体間の連携の促進により本事業を実施する地方公共団体の割合を面的に拡大する取組を、モデル事業として重点的に支援することとした（都道府県主導型市町村連携コース）。都道府県主導型市町村連携コースにおいては、補助上限額を現行の30万円から29歳以下を対象に60万円に引き上げるとともに、地方公共団体への補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。

（2020年度までの補助対象要件）

対象世帯	夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ夫婦の合計所得が340万円未満（世帯年収約480万円未満相当）の新規に婚姻した世帯
補助対象	婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用
補助率	2分の1
補助上限額	1世帯当たり30万円（国が15万円補助）



（2021年度の補助対象要件）

	一般コース	都道府県主導型市町村連携コース
対象世帯	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得が400万円未満（世帯年収約540万円未満相当）の新規に婚姻した世帯	
補助対象	婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用	
補助率	2分の1	3分の2
補助上限額	1世帯当たり30万円（国が15万円補助）	29歳以下の世帯：60万円（国が45万円補助） それ以外の世帯：30万円（国が20万円補助） ※いずれも1世帯当たり

1 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」（2015年）

なお、都道府県主導型市町村連携コースの実施にあたっては以下の要件がある。

- ①都道府県が中心となり、本事業を実施する地方公共団体を面的に拡大する計画を提案、内閣府において審査・採択。
- ②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置。
- ③総合的な結婚支援の観点から、都道府県においては、結婚支援に関する取組¹を実施すること。
- ④新生活の円滑なスタートアップを支援するため、受給者に対し、地方公共団体が実施する家事育児参画促進講座など、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組（セミナー等）への参加等を義務付け。
- ⑤事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

2021年度は、上記の要件を満たしたもののなかから、都道府県主導型市町村連携コースにおいて142地方公共団体を採択している。一般コースも併せると539地方公共団体が結婚新生活支援事業を実施することとなり、取組がこれまでに大きく広がっている。

3. 結婚新生活支援事業に関するアンケート

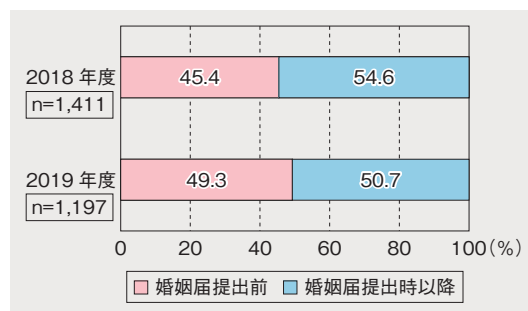
2018年度及び2019年度、結婚新生活支援事業を実施した地方公共団体において、補助金を申請した方を対象に、窓口アンケートを実施した。

「本事業について、どのタイミングで知りましたか」という設問に対して、「婚姻届提出前」と回答した方の割合は、2018年度

は45.4%だった一方、2019年度は49.3%となり、約4ポイント上昇した。

また、2019年度のアンケートでは、本事業を婚姻届提出前に知ったと回答した方のうち、「本事業が結婚へのきっかけの1つになったと思う」と回答した方の割合は、56.2%だった。さらに、97.4%の方が「本事業が結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立った」と回答し、80.7%の方が「本事業により自分たちの結婚が地域に応援されていると感じる」と回答した。

〈「本事業について、どのタイミングで知りましたか」という設問に対する回答結果〉



本事業に対しては、これまでも、補助対象要件の緩和や補助上限額の引上げ等、内容の拡充を望む声が多く寄せられてきたところである。また、本事業を、結婚支援としてだけではなく、移住・定住促進にもつながるものとして実施しているという地方公共団体もある。

今回の拡充により、本事業の実施が面的に広がり、より一層活用されることに加え、都道府県を中心とした地方公共団体間の連携による結婚支援等の充実が図られることで、より多くの若い世代の結婚の後押しにつながることを期待される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的不安を抱えている新婚世帯の方々に安心していただけるよう、本事業及び今回の拡充がその一助となることが望まれる。

1 結婚支援に関する取組例:結婚支援センターの設置・運営、出会いの機会・場の提供、結婚支援ボランティアの育成等(単費によるものを含む)